

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 0 日

各 介護保険 通所サービス事業所 管理者 様
短期入所サービス事業所

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長

通所サービス事業所・短期入所サービス事業所による
サービスの継続について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、4月16日に全国を対象とした緊急事態宣言が発出され、本県では外出自粛要請等の緊急事態措置を行いました。

福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止策を徹底した上で、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

令和2年4月17日付け指第30号で通知した感染防止対策を再確認いただくとともに、同月24日付厚生労働省事務連絡「介護サービス事業所によるサービスの継続について」にあるとおり、感染防止の観点からやむを得ず自主的に事業の休業等を行う際の留意点を別紙に取りまとめておりますので、ご確認をお願いします。

(別紙)

1 感染防止対策の再徹底について

「3つの密（密閉・密集・密接）」をできる限り避ける、施設の衛生管理や立ち入り制限などを再度徹底するようお願いいたします。

特に、施設職員が感染源とならないよう、次の点について徹底してください。

- (1) マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による衛生管理を徹底すること。
- (2) 職員に対し、出勤前に体温を計測させ、発熱等の症状が認められる場合は絶対に出勤させないこと。
- (3) 職員に対し、別添「岡山県緊急事態措置の概要」を十分周知すること
- (4) 利用者に対しても、別添に掲げる外出自粛要請に加え、県外からの来訪者との接触を徹底的に避けるなどの感染防止対策の周知を行うこと。

2 休業等を行う場合の留意点

地域の感染者の急増等により、感染拡大防止の観点から、自主的に休業やサービスの縮小を行う事業所は、以下の点に留意してください。

(1) 利用者への丁寧な説明

休業を決定してから実際に休業するまでに十分な猶予期間を設けるとともに、居宅介護支援事業所と連携し、事前に利用者に対し休業等の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

(2) 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、自主的に休業やサービスを縮小している事業所からの訪問サービスや、他の事業所による介護サービスの適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

(3) 県への報告

休業（短期入所事業所の新規受入停止を含む。）を決定した際は別添「新型コロナウイルス感染症による臨時休業の報告【高齢者】」により、当室へメール又はFAXで報告すること。

【添付書類】

「岡山県緊急事態措置の概要」

「新型コロナウイルス感染症による臨時休業の報告【高齢者】」

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室

TEL:086-226-7917 FAX:086-226-7919

メール：shidokansa@pref.okayama.lg.jp